

厚生省より通達の「保育所等における感染拡大防止のための留意点」に伴う きらら保育園の対応について

（職員等について）

- 保育所等の職員について保育に入る前に体温を計測しています。
発熱（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないこととしています。
- 過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状がない事が確認されるまではお休みします。症状が解消した場合であっても引き続き健康状態に留意していきます。

（委託業者等について）

- 物品の受け渡し等は基本的には玄関で行ないます。
施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りをお断りします。

（園児について）

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に園児の体温を計測し、連絡帳に記入してください。発熱（37.5℃以上）等の症状が認められる場合にはお休みください。
- 保育中は職員が体温を計測（幼児は午前中、乳児は午前中・午睡後）します。発熱（37.5℃以上）がみられたお子さんは、集団保育を中止し空き部屋にて個別保育を致します。
お迎えをお願いする連絡の時に、お迎え場所やルートをお知らせ致しますので、登降園で使用している上着や靴をいつもの玄関からお持ちになってからお迎えにいらして下さい。

変更になります

- 過去に発熱等が認められた場合にあっては、**解熱（37.4℃以下）後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまではお休み頂くようご協力お願い致します。**
なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意していきます。

（病後児保育室について）

- 現在、新型コロナウイルスの感染症防止対策として最小限の職員数で対応しています。
その為、受け入れ人数を制限しています。寒暖差のある季節となり喘息症状の出ているお子さんや急性上気道炎のお子さんが増えてきています。新型コロナウイルスとの鑑別が難しくなっていますが、利用者さんより受診した医師の診断や内容を参考に、発症前後の経過やお子さんの様子、熱型を聞き取りし受け入れ可能かどうか判断していきます。（受け入れ時の目安：37.5℃以下）
- 病後児保育室にて保育を実施した職員は、その当日、通常保育で保育することはありません。
- 感染症の状況により受け入れ基準に変更がある時はお知らせ致します。